

解体業を行うにあたって

1 解体業者とは

解体業者は、自動車リサイクル法（以下、「法」という。）に基づき引取業者又はフロン類回収業者から引き取った使用済自動車のリサイクル・再資源化を法に基づく基準（再資源化基準）に従って適正に行い、指定回収物品（エアバッグ類）を自動車製造業者に引き渡すとともに、解体した自動車を破砕業者又は全部利用者に引き渡す役割を担っており、宮城県内（仙台市を除く。）の事業所で解体業を行うには、知事の許可が必要です。（法第60条）

2 解体業を行うために必要なこと

(1) 解体業者の義務について

● 引取義務（法第15条）

引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められたときは、これを引き取ること。

<注意事項！>

◎正当な理由がある場合を除き、引取業者又はフロン類回収業者からの使用済自動車の引取りを拒むことはできません。（正当な理由：天災、使用済自動車への異物混入がある場合等）

◎引き取った使用済自動車のエアバッグ類等の装備と当該使用済自動車の電子マニフェストの情報が異なっていないかを確認し、異なっている場合には、情報の変更をするために必要な措置を講じることが必要です。

● 再資源化の実施義務（法第16条）

解体を行うときには、次の再資源化基準に従って、有用な部品を分離して、その他製品の一部として利用することができる状態にすること。

～再資源化基準～

- ・部品、材料その他の有用な物を回収することができる認められる使用済自動車及び解体自動車（以下「使用済自動車等」という。）については、有用な物が破損し、回収に支障が生じることのないように適正に保管するよう努める。
- ・使用済自動車から鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯（以下「鉛蓄電池等」という。）を回収し、当該鉛蓄電池等の再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡す。
- ・使用済自動車等から部品、材料その他有用なもの（鉛蓄電池等を除く。）を回収し、当該有用な物の再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に有用な物を引き渡す。

● **指定回収物品（エアバッグ類）の回収等の義務（法第16条）**

使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引き渡す場合を除き、指定回収物品（エアバッグ類）について、次のいずれかの方法で回収又は処理し、自動車製造者等に引き渡すこと。

・ **取り外し回収**

エアバッグ類を取り外し、回収して自動車製造業者等に指定引取場所において引取基準（表1）に従って引き渡す。

表1 引取基準

性 状	運転席、助手席等のエアバッグはガス発生器（インフレーター）の状態、シートベルトプリテンショナーはベルトを巻ききった状態で、車台から取り外されていること
	電気式は電源線をショート（短絡）、機械式は安全装置を働かせた状態であること
荷 姿	1台分のエアバッグ類を指定された容器・袋に梱包の上、専用の回収ケースに収納して引き渡すこと
	上記の容器・袋には収納されたエアバッグ類の車台番号を記入した荷札を付けること
引 取 方 法	事前に申告した運搬方法でエアバッグ類を指定引取場所に引き渡すこと
	電子マニフェスト制度による引渡報告が行われていること

・ **車上作動処理**

エアバッグ類が使用済自動車に搭載されたままの状態で作動させ、処理を行うもので、実施するためには、必ず事前に自動車製造者等と委託契約を締結しなければなりません。

なお、委託契約の実務については、一般社団法人自動車再資源化協力機構が窓口となっておりますので直接お問い合わせ下さい。

問い合わせ先 TEL : 03-5405-6155 e-mail : info@jarp.org

ホームページ : <http://www.jarp.org/>

● **解体自動車の引渡義務（法第16条）**

使用済自動車の解体を行ったときは、他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者に引き渡すこと。

ただし、解体自動車全部利用者に引き渡す場合は、その事実を証する書面として、引渡先である解体自動車全部利用者が作成した次の事項を記載した書類を5年間保存しなければならない。

～記載事項～

- ・ 引渡しを行った解体業者の氏名又は名称
- ・ 解体自動車全部利用者の氏名又は名称
- ・ 解体自動車の引取りを行った年月日
- ・ 解体自動車の車台番号

● 移動報告の義務（法第81条）

- ① 使用済自動車又は解体自動車を引き取ったとき
- ② 指定回収物品（エアバッグ類）を自動車製造業者等に引き渡したとき
- ③ 使用済自動車を解体業者に引き渡したとき
- ④ 解体自動車を他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者に引き渡したとき

以上の場合には、自動車リサイクルシステムにより情報管理センターへの移動報告を行うこと。

● 標識の表示（法第65条）

事業所ごとに、公衆の見やすい場所に解体業者であることを示す事項、氏名又は名称、許可番号を記載した標識（縦及び横それぞれ20cm以上）を掲げること。（許可証を掲示することで、対応することも可能です。）

(2) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録について

移動報告は、パソコン又はFAXを利用して行うことができますが、移動報告を行うには、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必ず必要になります。

登録の方法については、自動車リサイクルシステムのウェブサイト

(<http://www.jars.gr.jp/>)を参照して頂くか、自動車リサイクル事業者情報登録センター（050-3786-8822（平日9:00～18:00、土日祝日休業））に直接お問い合わせ下さい。

(3) 廃棄物処理法の遵守について

イ 廃棄物処理法上の使用済自動車の取扱について

使用済自動車はその金銭的価値の有無にかかわらず全て廃棄物処理法上の廃棄物として扱われますので、その処分・収集又は運搬、保管にあたっては、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従う必要があります。

ロ 解体業者の廃棄物処理法に係る特例について

- ・その事業の範囲内における使用済自動車等の処理・運搬・積替保管にあたっては、廃棄物処理法の収集運搬業許可は不要です。
- ・引取業者、フロン類回収業者又は他の解体業者から使用済自動車等を引き取る際又は他の解体業者、破砕業者、解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡す際に、廃棄物処理法に基づく委託契約書を両者の間で締結する義務はありません。
- ・廃棄物処理法上の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付も不要です。

<注意事項！>

- ◎使用済自動車の運搬を他人に委託する場合には、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物又は産業廃棄物収集運搬業の許可を持った事業者へ委託することが必要です。この場合、使用済自動車産業廃棄物である場合には、廃棄物処理法上の産業廃棄物管理票（マニフェスト）は不要ですが、委託契約書は必要です。
- ◎解体自動車の運搬を他人に委託する場合には、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を持った事業者へ委託することが必要です。この場合、廃棄物処理法上の産業廃棄物管理票（マニフェスト）は不要ですが、委託契約書は必要です。
- ◎他者が引き取った使用済自動車の運搬を受託する場合は、一般廃棄物又は産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。（特例は、あくまで自らが引取りを行った使用済自動車について、廃棄物処理法上の許可が不要となるものです。）
- ◎他者が引き取った解体自動車の運搬を受託する場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。（特例は、あくまで自らが引取りを行った使用済自動車について、廃棄物処理法上の許可が不要となるものです。）
- ◎重機等で使用済自動車等を圧縮したり、せん断する場合には、破砕業の許可が必要となります。